

2. センター型

① 基本機能

ア 実施場所

保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設の他、効果的・継続的な事業実施が可能な場所で実施すること。

イ 開設日数等

原則として、週5日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。
なお、開設時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮して設定すること。

ウ 職員の配置

育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者であって、地域の子育て事情に精通した専任の者を2名以上(非常勤でも可)配置すること。

ウ 指定施設は(ア)～(ウ)のうち2事業以上を実施すること。

(ア) 育児不安等についての相談指導

a 育児不安についての相談の他、可能な指定施設においては市町村等の看護師又は保健師等による保健相談を実施すること。保健相談は週3回程度実施することとし、必要に応じて疾病の予防、健康増進に必要な保健上の注意・助言を与えること等を行うものであること。

b 来所、電話及び家庭への訪問など事前予約制の相談指導、指定施設内で提供する交流スペースでの随時の相談、公共的施設への出張相談など、地域のニーズに応じた効果的な実施を工夫すること。

c 子育て親子が利用できる時間等に配慮して柔軟な対応ができるよう留意すること。

d 子育て親子の状況等に応じて適切な相談指導ができるよう実施計画を作成するとともに、定期又は随時の電話連絡等により、その家庭の状況等の把握に努めること。

e 児童虐待など指定施設単独での対応が困難な相談については、6(6)の関係機関と連携を図り、関係者間で共通認識のもと、適切な対応を図ること。

(イ) 子育てサークル及び子育てボランティアの育成・支援

a 子育てサークル及び子育てボランティアの育成のため、定期的に講習会等の企画、運営を行うこと。

b 子育てサークル及び子育てボランティアの活動状況の把握に努め、効果的な活動ができるよう、活動の場の提供や、活動内容の支援に努めること。

(ウ) 地域の保育資源の情報提供等

a ベビーシッターなど地域の保育資源の活動状況を把握し、子育て親子に対して、様々な保育サービスに関する適切な情報を提供し、必要に応じて紹介等を行うこと。

b 指定施設は、地域の保育資源及び市町村と定期的に連絡を取り合うなど、連携・協力体制の確立に努めること。

② 地域支援活動の実施

4の(1)から(4)に加えて、地域全体で子育て環境の向上を図るため、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等と連携を図りながら、以下に掲げる取組を必ず実施すること。

ア 子育て支援を必要とする家庭等の支援のため、公民館、公園等の公共施設等に出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施すること。

イ 地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される場合には、当該家庭への訪問など、関係機関との連携・協力により支援を実施すること。

③ 経過措置

従来の、地域子育て支援センター(小規模型指定施設)(以下「指定施設」という。)については、平成21年度までは以下のとおり実施して差し支えないものとする。

ア 開設日数等

原則として、週5日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。
なお、開設時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮して設定すること。

イ 職員の配置

育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する専任の者を1名以上(非常勤でも可)配置すること。



3. 児童館型

① 基本機能

ア 実施場所

- (ア) 児童館、児童センターにおける一般児童が利用しない時間等を活用して、既設の遊戯室、相談室等で子育て親子が交流し、集うに適した場所で実施すること。
- (イ) ひろばのスペースは、概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを有すること。
- (ウ) ひろばの設備は、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。



イ 開設日数等

原則として、週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。
なお、開設時間については、子育て親子のニーズ等に十分配慮するとともに、一般児童の利用時間も考慮して設定すること。

ウ 職員の配置

子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する者をひろば担当者として1名以上（非常勤でも可）配置すること。
なお、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者は、ひろば担当者をサポートして子育て親子に対する援助に協力すること。

② 地域の子育て力を高める取組の実施

4の(1)から(4)に加えて、地域の実情に応じ、地域の子育て力を高めることを目的として、ひろばにおける中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組について、積極的に実施するよう努めること。

6 留意事項

- (1) 事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。）は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。
- (2) 実施主体（委託先を含む。）は、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図るため、各種研修会、セミナー等への積極的な参加を促すよう努めること。
また、事業に従事する者においても、都道府県等が実施する各種研修会、セミナー等に積極的に参加し、自己研鑽に努めること。
- (3) 事業の実施に当たっては、子育てサークルやボランティアなどの協力を得るなど、効率的・効果的な実施に努めること。
- (4) 事業の実施に当たっては、地域住民等に対して、広報誌、パンフレットの発行や表看板の設置などにより、周知の徹底を図ること。
- (5) 事業の実施に当たっては、近隣地域の「ひろば型」、「センター型」及び「児童館型」は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めること。
- (6) 事業の実施に当たっては、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健センター、保健所、児童委員（主任児童委員）、児童福祉施設、幼稚園、認定こども園、医療機関、療育機関、子育て支援団体等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めること。

7 事業の実施手続等

市町村（指定都市及び中核市を除く。）は、毎年度、事業の実施に当たり、都道府県と十分協議を行うこと。
都道府県は、管内市町村と情報交換や連携を密に図り、管内市町村の事業の進捗や事業内容等について把握するとともに、事業を実施する者の情報交換の場の設置や事業内容の向上等を図るための研修の実施等、必要な調整、協力、支援等に努めること。

8 費用

- (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところ（※）により補助するものとする。
 - ①市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
 - ②指定都市及び中核市が実施する事業
- (2) 事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。

※「児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助について」



●執筆協力●

NPO法人子育てひろば全国連絡協議会
財団法人児童育成協会（こどもの城）

●発行●

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室
東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
TEL.03-5253-1111(内7793,7792)
FAX.03-3595-2313

